

令和8年度

公益目的事業の種類及び内容

【法人の事業について】

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

| 事業番号 | 事業名等 |
|------|-----------------------|
| 公 1 | 国内外の「交通安全」にかかわる社会貢献事業 |

(2) 収益事業等

なし

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の事業比率 (%) |
|------|-----------------------|---------------|
| 公 1 | 国内外の「交通安全」にかかわる社会貢献事業 | 91.0% |

〔1〕事業の概要について

| |
|--|
| <p>【事業の趣旨】 交通とその安全に関する調査・研究、ならびにその社会への発信、及びその分野で際立った活動に対する褒賞・助成さらには文献の収集・発行をもって理想的な交通社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業の構成】 本事業の一環として、1 交通及びその安全に関する調査研究、2 交通及びその安全に関するシンポジウム、3 交通及びその安全に関する広報及び出版、4 交通及びその安全に関する活動に対する褒賞及び助成、5 諸外国における理想的な交通社会実現のための国際交流、を行なう。</p> <p>【事業の内容】 1. 交通及びその安全に関する調査研究 交通及びその安全に関する調査研究を主事業とする研究調査では、会員から提案される研究調査テーマの中から、当学会設立趣旨に沿うと判断されるものを選別し、必要とされる研究調査費用を査定の上提案者である会員に担保し、当該テーマの研究調査の推進を支える。また、部会にてテーマを発議し、会員にその研究調査の機会を提供する。</p> <p>2. 交通及びその安全に関するシンポジウム 交通及びその安全に関する研究会の開催を主事業とするシンポジウムでは、海外を含む学会内外からの有識者を招き、各種講演会等を開催している。</p> <p>3. 交通及びその安全に関する広報及び出版 交通及びその安全に関する情報、資料及び文献の収集及び発行を主事業とする広報出版では、学会関係者からの投稿を柱とする学会誌であるIATSS Reviewを年3刊発行し、英文論文集であるIATSS Researchについては、エルゼビア社よりの電子出版している。</p> <p>4. 交通及びその安全に関する活動に対する褒賞及び助成 交通及びその安全に関する調査研究、教育その他の活動に対する褒賞事業では、1974年に制定された国際交通安全学会賞（業績、著作、論文の3部門）を、毎年広く学会内外より応募を求め、厳選し授賞を行っている。また、同じく助成事業では、学校教育現場（小学校、中学校、高校など）が自主的に行う交通安全教育に関する活動を広く公募し助成を行う。</p> <p>5. 諸外国における理想的な交通社会実現のための国際交流 諸外国に於ける理想的な交通社会実現に向けた研修を主事業とするIATSSフォーラムでは、1985年以来、アセアン諸国及びインドから、毎回各国毎の現地選考委員会により選抜された将来を嘱望される2名程度の優秀な若者たちを研修生として招聘し、年2回、交通を主なテーマに据えつつ広く社会問題を捉え、一堂に集い、共に考え共に学ぶ、をコンセプトとして日本の技術、文化に触れる集合研修を展開している。</p> <p>【実施のための財源】 本事業は基本財産からの配当金および利子と寄附金を財源として実施する。</p> |
|--|

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

| | |
|------|-----|
| 事業番号 | 公 1 |
|------|-----|

[2] 事業の公益性について

| | |
|-------------------|---|
| 定款（法人の事業又は目的）上の根拠 | 第4条第1項第1号、2号、3号、4号、5号 |
| 事業の種類（別表の号） | （本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください） |
| 11 | 交通及びその安全に関する調査研究 本事業は、交通及びその安全の向上を図るため調査研究を実施するものであって、研究を通じて交通事故防止に寄与する点において『事故又は災害の防止を目的とする事業』であると考えます。 |
| 11 | 交通及びその安全に関するシンポジウム 本事業は、交通及びその安全の向上を図るためシンポジウムを実施するものであって、そのシンポジウムを通じて交通事故防止に寄与する点において『事故又は災害の防止を目的とする事業』であると考えます。 |
| 11 | 交通及びその安全に関する広報及び出版 本事業は、交通及びその安全の向上を図るためその交通及び安全に関する学会誌の発行を実施するものであって、その学会誌を通じて交通事故防止に寄与する点において『事故又は災害の防止を目的とする事業』であると考えます。 |
| 11 | 交通及びその安全に関する活動に対する褒賞及び助成 本事業は、交通及びその安全の向上を図るため交通及びその安全に関する研究その他の活動に対して褒賞及び助成を実施するものであって、褒賞及び助成を通じて交通事故防止に寄与する点において『事故又は災害の防止を目的とする事業』であると考えます。 |
| 15 | 諸外国における理想的な交通社会実現のための国際交流 本事業は、諸外国の理想的な交通社会の実現を図るため諸外国から研修生を招き研修を実施するものであって、その研修を通じて諸外国の交通事故防止に寄与する点において『国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業』であると考えます。 |

| | | | |
|---|--|--|---------|
| (本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください) | | | |
| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (6) 調査、資料収集 | <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。</p> | <p>交通及びその安全に関する調査研究</p> <p>1. 研究調査成果は、報告書が無償提供されるほか、ホームページでの閲覧、学会主催研究調査発表会、シンポジウム等で公開される。また、公開された内容は、その運用に基本的に制限を加えること無く、広く共用されることを望んでいる。</p> <p>2. 当該研究調査内容について、公表を差し控えたり、外部からの問い合わせに答えないということは一切無い。(注)ただし、受託研究の場合に限り、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由により、公表を差し控える場合もありえる。</p> <p>3. 交通に関する学問を専攻している大学教授などで構成されている研究調査部会企画委員会が研究テーマの選定などを行っている。</p> <p>4. 事業の一部を外部委託する場合はあるが、そのすべてを委託することはない。</p> | |

| (本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください) | | | |
|---|---|---|---------|
| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (9) 展示会、○○ショー | <p>1. 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)</p> <p>(注) 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異なっていない限り、製品等の紹介も認め得る。</p> <p>3. (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例：出展料に不当な差別がないか)</p> | <p>交通及びその安全に関するシンポジウム</p> <p>1. シンポジウム等はすべて参加費を無料で開催し、ホームページ等を通じ広く呼びかけている。</p> <p>2. 例えば、119名の一般参加者を迎えた(学会関係者が、そのほかに20名参加)、2010年11月に開催された「これからの交通安全」をメインとしたシンポジウム(於東京学士会館)では、学会内外からの5名のパネリストが、それぞれ主題に沿って、「睡眠と事故」「第9次交通安全基本計画に向けて」「高齢者・自転車・そして生活道路」「事故体験運転シミュレータから見た安全技術のゆくえ」「交通事故解析・要因・計画」とサブテーマを掲げ講演し、その後コーディネータが加わり、会場からの質問を中心にパネルディスカッションが行われた。尚、発表者は一切の業界団体等の係わりを持つ内容の発表は行っていない。</p> <p>3. 公益なテーマに基づいた適切な出展者を選定し、出展料は徴収していない。</p> | |
| (6) 調査、資料収集 | <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。</p> <p>(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p> | <p>交通及びその安全に関する広報及び出版</p> <p>1. 学会誌IATSS Reviewの記事もホームページに掲載し広く公開しているほか、英文論文集であるIATSS Researchについても全世界へ無料配信をしている。</p> <p>2. 当該掲載内容について、公表に制限を加えたり、外部からの問合せに答えられないという一切無い。</p> <p>3. 交通に関する学問を専攻している大学教授などで構成されている広報出版部会学会誌編集委員会や広報出版部会英文論文集編集委員会が学会誌の編集などを行っている。</p> <p>4. 事業の一部を外部委託する場合はあるが、そのすべてを委託することは無い。</p> | |
| (14) 表彰、コンクール | <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p> | <p>交通及びその安全に関する活動に対する褒賞</p> <p>1. 国際交通安全学会賞は、全3部門において、その授賞対象を広く国内外に求めており、その功績と位置付けは、交通安全に関わる国内外におよぶ多方面において、既知のものとして高く評価されている。</p> <p>2. 及び3. 授賞にあたっては、その候補が、専門家により構成される本会内に設けられる褒賞助成部企画委員会にて選考され、その候補は全本会会員の授賞可否審議がなされ、さらに理事会においての授賞可否審議を経て決定される。</p> <p>4. 受賞者の氏名や受賞理由、論文タイトル等は、ホームページを通じて広く公表している。</p> <p>5. 受賞者や応募者に対して金銭的な負担は、求めている。</p> | |

| (本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください) | | | |
|---|--|--|---------|
| (下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。) | | チェックポイントに該当する旨の説明 | |
| 事業区分 | 区分ごとのチェックポイント | (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) | その他説明事項 |
| (3) 講座、セミナー、育成 | <p>1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p> | <p>諸外国における理想的な交通社会実現のための国際交流</p> <p>1. IATSSフォーラム卒業生の多くは、既にASEAN各国及びインドにおいて社会的にも重要な位置に在り活躍しており、当事業は伸張を目指すこれらの国々において大きな貢献を重ねていると認められている。また、このプログラムの存在はASEAN各国及びインドにおいて広く既知となっている。</p> <p>2. 展開する10カ国においては、それぞれ現地委員会が設けられており、それぞれの国でホームページ等による媒体を通じ広く募集し、前述現地委員会内に設けられる選考委員会により選抜を行う。また、研修実施にあたっては、各国からの研修生が一堂に集まり集合研修となることから、共通基準を満たす必要があり、日本より専門家が現地に赴き、現地委員に加わり選考を行っている。</p> <p>3. 交通に関する学問を専攻する大学教授等を中心に多分野に渡る講師陣が研修を行っている。</p> <p>4. 講師等に対する報酬は、講師及び講演者等規則に沿って支払いをしている。研修実施に要した準備期間などについて報酬の支払いは行っていない。</p> | |
| (13) 助成（応募型） | <p>1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）</p> <p>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）</p> <p>6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p> | <p>交通及びその安全に関する活動に対する助成</p> <p>1. 各種団体が自主的に行う交通及びその安全に関する活動を支援することを目的とし、不特定多数者を対象に、一般公開、広く公募することになっている。</p> <p>2. 本会のホームページへの掲載、又は関連機関を通じて、広く一般公開し公募を行う。</p> <p>3. 4. 専門家により構成される本会内に設けられる専門委員会に依り、公正に選考される。詳細は選考委員会規則に従うものとする。</p> <p>5. 助成対象の各種団体と、その活動内容は本会のホームページを通じて広く公表する。</p> <p>6. 助成対象の各種団体からは、活動結果の報告書を提出いただき、当該活動の実施状況を確認する。</p> | |

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

| 許認可等の名称 | 根拠法令 | 許認可等行政機関 |
|---------|------|----------|
| | | |
| | | |